

### 3. 一層の活用の推進

#### (1) 組織的な授業改善の推進

- 学校の教育活動の中心は授業であり、「芯の通った学校組織」の考え方やツールが、組織的な授業改善のために活用されることが重要である。
- 各学校においては、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を参考に組織的な授業改善が進みつつある。小学校においては、授業改善の成果が学力調査結果等にも表れつつあるが、小・中学校ともに依然として課題が見られることから同手引きの活用による授業改善を一層進める。
- また、「中学校学力対策 3つの提言（平成28年2月）」についても、「芯の通った学校組織」の取組の一環として位置付け、提言に沿った取組を進めることとする。

#### ◆ 「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」の活用

##### 《 現状・課題 》

- 「授業改善の5点セット」の【検証指標】の設定に問題があり、授業改善の取組に係る効果検証が困難となっている場合がある。
- 管理職がリーダーシップやマネジメントシップを十分発揮できず、授業改善を組織的に進める体制が整っていない場合や、授業改善が研究主任や一部の教員任せになっており、全教員で取り組めていない場合がある。
- 県教育委員会が実施したアンケート調査（平成28年1月）によれば、全県の約90%で「新大分スタンダード」を意識した授業が行われているが、「めあてや課題」の質や評価規準の設定等に問題が散見される。

##### 第5フェーズの取組

- ① 小・中学校教育課程大分県研究協議会（総則部会）において、「授業改善の5点セット」の設定、検証・改善の在り方、組織体制づくりについて協議し、組織的な授業改善の進め方について理解を深める。
- ② 目的を明確にした、教科共通の視点による互見授業・提案授業・研究協議が実施されるよう、指導主事が学校訪問や各種研究会等で具体的に指導する。
- ③ 各教育事務所が実施する地域授業改善協議会において、授業改善に果たす管理職等の役割について協議し、管理職の自覚とリーダーシップを促す。
- ④ 管理職等による「授業観察シート」を用いた授業観察を継続し、指導助言を通して教員一人一人の授業改善に積極的に関わるよう促す。

⑤ 組織的な授業改善の好事例を県教育委員会のホームページに掲載する。

《問題解決のヒントになりそうな取組事例》

(i) 「授業改善の5点セット」の設定例 (36頁参照)

「学校評価の4点セット」の『重点目標』が「授業改善による学力向上」に焦点化されている。そのため、『重点的取組』の一部と「授業改善の5点セット」の【取組内容】を一致させることが可能となり、学校の目標達成に向けた取組として授業改善を明確に位置付けることができている。

(ii) 取組指標の再設定の例 (37頁参照)

取組指標に基づく数値による検証に加えて取組の成果や課題の具体を共有し、丁寧に分析した上で取組指標をより具体化して再設定している。教員のキャリアや授業改善への意識レベルが多岐にわたる学校では、KJ法等を活用し、実践上の悩みや困りを出し合ったり、目指す授業像を再確認したりすることが、ベクトルを合わせる上で有効である。

(iii) 短期の検証・改善を繰り返して授業改善を進めた例 (38頁参照)

2学期当初に提示された進行管理表により、授業改善の重点が【取組内容①】から【取組内容②】に移行していく流れが示され、全ての教員が見通しを持って授業改善に取り組むことができている。また、1か月ごとに取組を検証し、改善のためのアクションが具体的に示されている。

(iv) 研究主任と教務主任の役割分担の例 (39頁参照)

教務主任と研究主任の役割分担が明確であり、連携した学力向上の取組が期待できる体制となっている。

(v) アンケート調査によらない検証指標の例

多くの学校では検証指標として、児童生徒のアンケート調査を用いている。アンケート調査の結果以外では、次のような検証指標の設定が考えられる。

▶ 単元末テストや定期考査の活用

(例) どの教科も単元末テストに80字程度で記述させる問題を設定し、条件に応じて書くことができる生徒を80%以上にする。

▶ 単元の評価規準の活用

(例) 算数の「数学的な考え方」の評価規準に照らし合わせて「B おおむね満足できる状況」以上の児童を95%以上にする。

▶ 育てたい資質・能力に着目して作成したルーブリックの活用

(例) 10月までにレベル4の児童を80%以上にする

《長期的ルーブリック 小学校第3学年 理科》

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
観察、実験の結果について、そのデータを記入できていない。 比較する視点について理解できていない。	《表、図》 観察、実験の結果について、与えられた表や図に整理したり、表現したりすることができている。	《表、図》 観察、実験の結果について、比較する視点を与えることで、表に分類したり、図で表現したりし、それを基に差異点や共通点に気付いている。	《表、図》 観察、実験の結果について、比較する視点を与えることで、表に分類したり、図で表現したりし、それを基に差異点や共通点に気付く、一般化した結論を導き出している。	観察、実験の結果について、適切な手段（表やグラフなど）を自ら選択して整理し、それを基に差異点や共通点（グラフの特徴）に気付く、一般化した結論（規則性）を導き出している。
	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめている。	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめ、その特徴に気付いている。	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめ、その特徴に気付く、規則性を導き出している。	

参考 広島県教育センター「授業研究ハンドブック」

◆中学校における学力向上対策

《 現状・課題 》

- 平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果において、中学校3教科5区分のうち、平均正答率が全国平均を上回ったのは国語Aのみである。
- 伸び悩む中学生の学力について問題を掘り下げ、改善策を明らかにするため、「中学校学力向上対策プロジェクト会議」において議論を重ね、「中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント」が提示された（41頁参照）。これを受けて、全県的な重要性・緊急性に鑑み、重点化・焦点化した「中学校学力向上対策 3つの提言」を打ち出した（40頁参照）。

第5フェーズの取組

- ① 「中学校学力向上対策 3つの提言」の趣旨について、市町村教育長会議や学力向上検証会議、地域授業改善協議会等の各種会議で説明し、提言に基づく取組を進める。
- ② 「教科担任のタテ持ち」「近隣校と連携した教科部会の開催」「生徒による授業評価を活用した授業改善」等の取組状況調査を実施し、次年度以降の事業設計や市町村学力向上アクションプランの策定に生かす。
- ③ 主幹教諭や指導教諭を対象に、先進地から講師を招聘した講演会や先進地研修を実施する。

## (2) 組織的な体力向上の推進

- 体力向上に関する検証・改善サイクルを確立し、体力向上に向けた取組を全教職員により組織的かつ計画的に進めるため、平成25年度から「一校一実践」の取組の普及・促進を図っている。組織的な体力向上の推進のため、以下のような取組を行うこととしているが、各学校においても体力調査等の課題を踏まえた取組を行っていく必要がある。

### ①体力向上に係る推進校の指定による支援

- ・ 体力向上に係る推進校を指定し、指定校の先導的な取組を他校へ波及させる。

### ②体力向上に係る連絡協議会の開催による情報共有

- ・ 体育専科教員、中学校の体育推進教員、市町村教育委員会等による連絡協議会を開催し、体力向上に係る取組状況や課題について情報共有を図り、全県の学校の取組改善につなげる。

### ③「一校一実践」の効果的な取組事例の紹介

- ・ 県教育委員会のホームページや「教育庁チャンネル」で「一校一実践」の効果的な事例を紹介し、取組の充実を図る。

### 《 現状・課題 》

- 「体力向上プラン」や「一校一実践」の取組の位置付けや、両者の関係性が必ずしも明確でない。
- 体力・運動能力等調査結果によれば、中・高等学校女子生徒の運動実施率に課題が大きい。

### 第5フェーズの取組

- ① 「体力向上プラン」と「一校一実践」の取組の位置付けを明確化し、体力向上に関する検証・改善サイクルの確立を図る。(33頁参照)
- ② 女子生徒が運動に向かう取組の好事例を収集・発信し、取組の充実を図る。

### (3) 組織的な生徒指導の推進

- 不登校対策では、学校復帰支援に意識が向きがちだが、何より「分かる授業」を中核に登校したくなる「楽しい学校」づくりを行うことが最も重要である（＝「未然防止」）。このため、生徒指導の三機能を意識した学級づくりや授業の積み重ね、学校行事等を通じて、全ての児童生徒に自己存在感、分かる喜び、集団で協働する楽しさ等を感じさせる必要がある。また、対人関係の困りや行動上の顕著な特性により不登校になる場合もあるため、特別支援教育の観点を持った児童生徒理解を進めることも重要である。
- 不登校の初期段階においては、長期間の欠席につながらないように、家庭と連携を図りながら児童生徒に適切な登校支援を行うことが必要である（＝「初期対応」）。その際、学校全体での組織的な対応が必要であり、不登校対策委員会を核に管理職や学年主任等関係職員の連携を密にしながら対応することが求められる。

#### 未然防止・初期対応・学校復帰支援

##### <未然防止>

- ① 「絆」と「居場所」を意識した学級づくり
- ② 「新大分スタンダード」に基づく、生徒指導の三機能を意識した授業改善

##### <初期対応>

- 不登校防止の初期対応の原則の徹底

#### 「あったかハート1・2・3」

- 1 欠席1日目：電話連絡（状況確認、受診確認、励まし等）
- 2 欠席2日目：電話又は家庭訪問（状況確認、受診確認、励まし等）  
※必要に応じ家庭訪問
- 3 欠席3日目：家庭訪問（最近の様子を含めた状況確認、受診確認、再登校の不安の解消や励まし等）
- ◇ 欠席3日以上 組織対応開始（校内不登校対策委員会が中心）
  - ・ 対応策の検討、対応計画の作成
  - ・ 必要に応じて関係機関にも出席を依頼
  - ・ 市町村教委への報告
  - ・ 改善が見込まれない場合は対応策の見直し・修正

##### <学校復帰支援>

- 関係機関と連携した学校復帰支援
  - ・ スクールカウンセラーのアセスメント等を活用し、福祉機関や医療機関と連携した学校復帰の支援を行う。
  - ・ 学校と家庭、教育支援センターが個別の不登校児童生徒の学校復帰支援計画を策定し、情報交換を密にしながら、段階的な登校支援を実施する。

## 組織的な不登校対応の推進

- 未然防止・初期対応・学校復帰支援は、学級担任など一部の教員に任せることなく、学校全体で推進する必要がある。そのような組織的な不登校対応を進める上で、各学校の不登校対策委員会の役割が重要である。

### ○不登校対策委員会活性化のための指導・支援

- ・不登校対策委員会を活用した不登校対策が推進されるよう、「不登校対策プラン」の作成を促すとともに、必要な指導・支援を行う。

### ○地域不登校防止推進教員による支援

- ・未然防止・初期対応・学校復帰支援の各段階において適切な不登校対応ができるよう、「市町村不登校対策アクションプラン」に応じて地域不登校防止推進教員を配置し、以下の取組等を行うこととする。

①各学校での欠席状況を踏まえて、学校と関係機関が早期に連携できるようコーディネートする。

②地域の不登校防止研修会において講師を務め、「あったかハート1・2・3」をはじめ、教職員の不登校対応に関するスキルアップを行う。

③不登校防止に効果的な小中連携の取組を推進する。

## 《 現状・課題 》

- 「不登校対策プラン」の位置付けや検証・改善方法が明確でない。
- 「あったかハート1・2・3」の取組は県全体に浸透してきているものの、引き続き、未然防止に向けて生徒指導の三機能を意識した日常の授業改善や児童生徒の居場所づくり・絆づくりに取り組んでいく必要がある。
- 不登校対策委員会が定期的開催されていない場合が見られる。また、生活指導・生徒指導担当と学級担任を中心として不登校対応を行っているものの、対応状況について他の教職員と情報共有されていない状況も見られる。

## 第5フェーズの取組

- ① 「不登校対策プラン」の位置付け及び検証・改善方法を明確化する（34頁参照）。各学校においては、「市町村不登校対策アクションプラン」に基づき、年度途中でも検証・改善が可能な「不登校対策プラン」を策定し、不登校対策の充実を図る。
- ② 地域不登校防止推進教員は、各地域における不登校対策委員会の活性化に向けた支援とともに、「不登校対策プラン」の検証・改善に向けた支援も行う。

- ③ 不登校の未然防止や初期対応のために、全ての学校において不登校対策委員会の定期的な開催を徹底し、組織的な対応を推進する。
- ④ 不登校等の早期解決に向け、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用する。また、SSWの配置・活用など、学校現場において、家庭環境に起因する様々な課題を抱える児童生徒を早期に生活支援等の関係機関に繋げることができる体制づくりを促進する。

**【SC、SSWの主な役割】**

SC	SSW
<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱える児童生徒やその保護者の心理的内面への働きかけ</li> <li>・学校内外のケース会議における指導・助言</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱える児童生徒やその保護者が置かれた環境への働きかけ</li> <li>・関係機関（児童相談所、福祉事務所等）とのネットワークの構築・連携・調整</li> <li>・学校内外におけるケース会議の構築・支援</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</li> </ul>

**（４）学校・家庭・地域の協働**

- 子どもたちの力と意欲を伸ばしていくには、学校・家庭・地域が子どもの状況やより良い育ちに向けた目標を共有した上で、互いに協力して取り組んでいくことが重要である。
- 各学校では、「芯の通った学校組織」の取組の中で、目標や取組の焦点化、検証可能な指標の設定等が行われており、それらを学校便りやホームページ等を通じて保護者や地域住民に周知するなど情報共有が進みつつある。他方で、学校が家庭や地域と、学校評価の結果を踏まえ「改善の手立て」について話し合うような機会を設けている学校は依然少ない。
- 子どもにより良い育ちに向けて学校・家庭・地域の連携を一層深める上で、学校からの一方的な説明や情報共有に止まることなく、共通の目標の下、意思疎通を図りながら、それぞれが必要な取組を行い連携を進めていく、学校・家庭・地域の「協働」が求められる。

**（目標協働達成校）**

- 県教育委員会では、小・中学校38校をモデル校として指定し、目標協働達成の取組を推進してきた。「目標協働達成校」では、「学校評価の4点セット」をベースとした「目標協働達成の4点セット」を作成し、取組を進めている。

### (コミュニティ・スクール (CS))

- ここ数年CSを導入する学校が増えている。これは、CSが学校改善や学力向上・生徒指導等の教育課題解決に有効な仕組みである、との捉えが普及しつつあるためと考えられる。共通の目標の下、学校・家庭・地域が協働する取組を先進的に進める学校の在り方として、今後もCSの積極的な活用が期待される。

### (学力向上会議)

- 学校・家庭・地域の連携を図る場として、年間2回(原則8月・2月)の学力向上会議がある。学力向上会議は、学校が自校の学力の状況や学力向上の取組等について保護者や地域住民と共有する場であるが、学校からの説明に終始し、必ずしも連携の深まりが十分図られていない場合が見られた。このため、学校・家庭・地域の協働により、子どもたちのより良い育ちに向けて効果的な取組が行われるよう、学力向上会議の在り方を見直したところである。

#### ○ 「目標協働達成校」の推進

- ・ 目標協働達成の取組の推進と県全体への普及を図る。

#### ○ CSの推進

- ・ CSの成果と課題を明らかにしながら、その推進を図る。

#### ○ 学力向上会議の発展的な見直し

- ・ 学力向上会議を発展的に見直し、子どものより良い育ちに向けて学校・家庭・地域が「協働」を進める場とする。

### 《 現状・課題 》

#### (目標協働達成の取組)

- 目標協働達成モデル校をはじめ、目標協働達成の取組を進めている学校では、重点目標に掲げた学力向上等に相応の成果が見られるとともに、家庭や地域の学校への関心が高まるといった効果も現れている。
- 他方で、家庭・地域の主体的な取組をより多くの人に広げる工夫や、家庭の取組に比べ、地域の取組を推進することの難しさといった課題もある。

#### (学力向上会議)

- 学力向上に向けた家庭・地域との協働の取組が進んできたが、未だ学校の取組等の説明に終始し、協働を進める場となっていない学校がある。



## 第5フェーズの取組

(目標協働達成の取組、CS)

- ① 目標協働達成モデル校における2年間の取組を総括した報告書を踏まえ、県全体への普及・促進を図る。
- ② CSの成果と課題を明らかにするため、先進事例の調査・分析を行うとともに、その導入促進や取組の充実に向けた方策を検討する。

(学力向上会議)

- 学校・家庭・地域が児童生徒の学力や学習状況を共通理解し、「協働」による学力向上の取組が充実する会議となるよう、引き続き指導・支援を行う。

### 取組の深化

- 学校運営方針の承認権限の付与など制度的枠組みとして学校・家庭・地域の協働を進めるCSと、「目標協働達成の4点セット」を活用して教育実践における学校・家庭・地域の協働を進める目標協働達成の取組の相互関連性を念頭に、目標協働達成の取組の蓄積をベースとしたCSの導入促進、CS導入校での「目標協働達成の4点セット」の活用促進等、両者の一体的な普及・促進を図る。
- 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」を受けた国の動向を注視しつつ、CSの更なる普及・促進策や、学校教育・社会教育両面から学校・家庭・地域の協働の推進方策を検討する。